

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

うきは市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 現況

本市は、筑後川の南に広がる平坦部、耳納連山に属する山間部、平坦部と山間部との間にある山麓部に区分されます。

平坦部は、筑後川水系と溜池・谷川水系に属する肥沃な農用地が広がっており、これらの農用地等を永年にわたり保全管理をして行く取組が必要である。

山麓部は、国営耳納山麓地区総合かんぱい事業で造成された果樹地帯で形成され、今後未整備の農道等の改良等により樹園地の生産条件の向上を図り、効率的な経営に資することが必要となっている。

山間部は、中山間地域に属し、効率的かつ高収益を目指した農用地利用を推進するが、平坦部・山麓部に比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

2. 目標

1. を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進し、農業者と地域住民や関係団体等地域ぐるみの共同活動として行われる、泥上げ、草刈等の取組を組織的、計画的に行う、また、中山間地域等の条件不利地域においては、農業生産活動を継続的に実施する。併せて、法第3条第3項3号に掲げる事業を推進し、生物多様性保全、地球温暖化防止等に資する営農活動を行うことにより、自然環境を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	うきは市区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業並びに同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1、地域の推進体制

多面的機能の発揮の促進計画の実施にあたっては、県、農業者団体等多様な主体との連携のもと、取り組みの推進を図ることとする。

2、法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 ha 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 ha 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

特定農山村地域（旧姫治村）
振興山村地域（旧姫治村）
指定棚田地域（旧姫治村）
福岡県知事が地域の実態に応じて指定する地域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上
勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地

(エ) 市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

緩傾斜農用地をすべて対象

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地（棚田地域振興法のみ該当する地域は除く。）

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

2 対象者

認定農業者に準ずる者とは、うきは市の農業振興方針に定められた者など地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。